

### ■所得の少ない世帯は、均等割と平等割を軽減（法定軽減）

軽減割合		国保加入者の前年中の合計所得
7割軽減	3割分を納付	43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 - 1) 以下
5割軽減	5割分（半額）を納付	43万円 + (29.5万円 × 被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (10万円 × (所得者等の数 - 1)) 以下
2割軽減	8割分を納付	43万円 + (54.5万円 × 被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + (10万円 × (所得者等の数 - 1)) 以下

### ■その他の減額

- 未就学児の均等割は5割（半額）
- 被保険者が出産予定である場合、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額を  
出産予定月の前月から出産予定月の翌々月（産前産後期間）相当分を減額する。

# 国民健康保険税法定軽減（7割軽減）

1人世帯（40歳以上65歳未満）所得割対象所得0円 資産なし（国保税が最も低い世帯の例）

単位：円

## 現行4方式（応能54：応益46）

<b>■軽減前 国保税額</b>	
均等割	
【医療】	21,200
【支援】	7,200
【介護】	9,600
計	38,000
平等割	
【医】	22,400
【支援】	7,600
【介護】	6,600
計	36,600
合計	<u>74,600</u>
➡	
<b>●7割軽減 軽減額</b>	
<u>52,400</u>	
軽減分は、 国・府・市が 負担	
<b>■軽減後 国保税額</b>	
均等割	11,350
平等割	10,850
合計	<u>22,200</u>

40歳未満 介護分なし（現行）  
均等割 28,400 +  
平等割 30,000 = 58,400  
7割軽減後 17,400

注意：実際の課税額は、端数処理があるため内訳が異なっている。

## 試算3方式B案（応能50：応益50）

<b>■軽減後 国保税額</b>	
均等割	
【医療】	26,800
【支援】	9,600
【介護】	12,900
計	49,300
平等割	
【医】	18,500
【支援】	6,700
【介護】	6,600
計	31,800
合計	<u>81,100</u> (6,500増)
➡	
<b>●7割軽減 軽減額</b>	
<u>57,000</u>	
軽減分は、 国・府・市が 負担	
<b>■軽減後 国保税額</b>	
均等割	14,650
平等割	9,450
合計	<u>24,100</u>

●賦課方式変更後差額  
1,900増  
【1期当たり190増】

40歳未満 介護分なし（試算）  
均等割 36,400 +  
平等割 25,200 = 61,600  
7割軽減後 18,300 (900増)

# 国民健康保険税法定軽減（7割軽減）

2人世帯（40歳以上65歳未満）所得割対象所得0円 資産なし（国保税が最も低い世帯の例）

単位：円

## 現行4方式（応能54：応益46）

<b>■軽減前 国保税額</b>	
均等割	
【医療】 21,200	
【支援】 7,200	
【介護】 9,600	
38,000×2人	
計 76,000	
平等割	
【医】 22,400	
【支援】 7,600	
【介護】 6,600	
計 36,600	
合計	
<u>112,600</u>	

➡

<b>● 7割軽減 軽減額</b>
<u>78,900</u>
軽減分は、 国・府・市が 負担
<b>■軽減後 国保税額</b>
均等割
<b>22,800</b>
平等割
<b>10,900</b>
合計
<b><u>33,700</u></b>

## 試算3方式B案（応能50：応益50）

<b>■軽減後 国保税額</b>	
均等割	
【医療】 26,800	
【支援】 9,600	
【介護】 12,900	
49,300×2人	
計 98,600	
平等割	
【医療】 18,500	
【支援】 6,700	
【介護】 6,600	
計 31,800	
合計	
<u>130,400</u>	
(17,800増)	

➡

<b>● 7割軽減 軽減額</b>
<u>91,400</u>
軽減分は、 国・府・市が 負担
<b>■軽減後 国保税額</b>
均等割
<b>29,500</b>
平等割
<b>9,500</b>
合計
<b><u>39,000</u></b>

●賦課方式変更後差額  
5,300増  
【1期当たり530増】

注意：実際の課税額は、端数処理があるため内訳が異なっている。

# 国民健康保険税法定軽減（5割軽減）

70代夫婦2人世帯 所得割対象所得（年金）12万円 固定資産税5万5千円

単位：円

## 現行4方式（応能54：応益46）

## 試算3方式B案（応能50：応益50）

■軽減前	
国保税額	
所得割	
【医療】	7,848
【支援】	2,640
計	10,400
資産割	
【医】	10,500
【支援】	3,500
計	14,000
均等割	
【医療】	42,400
【支援】	14,400
計	56,800
平等割	
【医】	22,400
【支援】	7,600
計	30,000
合計	
	<u>111,200</u>

●5割軽減	
軽減額	
	<u>43,400</u>
軽減分は、 国・府・市が負担	
■軽減後	
国保税額	
所得割	10,400
資産割	14,000
均等割	28,400
平等割	15,000
合計	
	<u>67,800</u>

■軽減後	
国保税額	
所得割	
【医療】	8,268
【支援】	2,964
計	11,200
均等割	
【医療】	53,600
【支援】	19,200
計	72,800
平等割	
【医療】	18,500
【支援】	6,700
計	25,200
合計	
	<u>109,200</u>
	(2,000減)

●5割軽減	
軽減額	
	<u>49,000</u>
軽減分は、 国・府・市が負担	
■軽減後	
国保税額	
所得割	11,200
均等割	36,400
平等割	12,600
合計	
	<u>60,200</u>

●賦課方式変更後差額  
7,600減  
【1期当たり760減】

注意：実際の課税額は、端数処理があるため内訳が異なっている。

# 国民健康保険税法定軽減（2割軽減）

50代夫婦2人世帯 所得割対象所得（営業）60万円 固定資産税5万5千円

単位：円

## 現行4方式（応能54：応益46）

■軽減前  
国保税額

所得割  
【医療】39,240  
【支援】13,200  
【介護】12,600  
計 65,000

資産割  
【医療】10,505  
【支援】3,520  
【介護】3,575  
計 17,600

均等割  
【医療】21,200  
【支援】7,200  
【介護】9,600  
計 38,000×2人  
76,000

平等割  
【医療】22,400  
【支援】7,600  
【介護】6,600  
計 36,600

合計  
**195,200**



●2割軽減  
軽減額

22,600

軽減分は、  
国・府・市が  
負担

■軽減後  
国保税額

所得割 65,000  
資産割 17,600  
均等割 **60,800**  
平等割 **29,200**  
合計  
172,600

## 試算3方式B案（応能50：応益50）

■軽減前  
国保税額

所得割  
【医療】41,348  
【支援】14,820  
【介護】13,980  
計 70,100

均等割  
【医療】26,800  
【支援】9,600  
【介護】12,900  
計 49,300×2人  
98,600

平等割  
【医療】18,500  
【支援】6,700  
【介護】6,600  
計 31,800

合計  
200,500  
(5,300増)



●2割軽減  
軽減額

26,080

軽減分は、  
国・府・市が  
負担

■軽減後  
国保税額

所得割 70,100  
均等割 **78,880**  
平等割 **25,400**  
合計  
174,300

●賦課方式変更後差額  
1,700増  
【1期当たり170増】

注意：実際の課税額は、端数処理があるため内訳が異なっている。